

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等及び介護予防訪問看護等のサービス（以下、「サービス」といいます。）を提供することを目的とします。

(二) 運営方針

事業所の訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、その療養生活を支援し、心身の機能の回復を目指します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 職員の職種、人数、及び職務内容

(一) 管理者（1名）…従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(二) 訪問看護師等（16名以上）：看護師、理学療法士、作業療法士

…訪問看護等計画書及び介護予防訪問看護等計画書、訪問看護等報告書及び介護予防訪問看護等報告書を作成し、サービスの提供に当たる。

(三) 事務職員（3名以上）…必要な事務を行う。

3. 営業日及び営業時間等

(一) 営業日…月曜日～金曜日

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月15日、年末年始12月29日～1月3日は除く）

(二) 営業時間…午前8時30分～午後5時30分

（但し、早朝・夜間、深夜等、利用者の必要に応じて訪問します。）

(三) その他緊急時の対応…居宅サービス計画及び介護予防支援計画に基づき、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとることができます。また、必要に応じて緊急訪問看護を行う体制をとっています。

4. サービスの内容

サービスの内容は次のとおりです。

①病状・障害の観察 ②療養生活や介護方法の指導 ③褥創の予防・処置 ④リハビリテーション ⑤ターミナルケア ⑥認知症患者の看護 ⑦カテーテル等の管理 ⑧清潔の保持及び日常生活の世話 ⑨その他の医師の指示による医療処置

5. 利用料等及び支払方法

(一) 利用料等

① サービスに対する利用料

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その自己負担割合とします。

② キャンセル料

訪問のキャンセルを前もってご連絡いただけない場合には、キャンセル料をいただきます。前日までは無料、当日は利用者負担金の50%

※但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

③ 支払方法

毎月、原則として「郵便局の自動払込み」又は「銀行等の口座振替」にてお支払いいただきます。

④ 連帯保証人

連帯保証人は、利用者本人と連帯してサービス利用料の支払い義務を負います。

利用料は期日までにお支払いいただき、万一滞納した場合は、連帯保証人が金50万円を限度として責任を持って利用者と連帯してお支払いいただきます。

6. 内容及び利用料その他の費用の額の変更

介護報酬の改定の際は、それに伴い内容及び利用料その他の費用の額を変更させていただきます。

7. 通常の事業の実施地域

松山市全域（旧北条市、島嶼部を除く）

8. 苦情処理

（一）利用者又は利用者の家族からの相談又は苦情等に対応する担当者及び窓口を常設しています。

電話 （089）935-7746 （089）935-7747

担当 管理者及び訪問看護師等

（二）当事業所に関する内容については速やかに対処し改善に努めます。

流れ

苦情受付→苦情受付の報告・確認→苦情解決への話し合い→解決結果の報告・記録

必要に応じて解決策について申出人に一定時期での報告を行います。

当事業所で解決困難の場合は関連機関等に助言を求めます。

（三）利用者又は利用者の家族のサービス提供事業者に対する苦情及び相談はいつでも以下の苦情申立機関及び相談窓口に行うことができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話 （089）968-8700

松山市 指導監査課

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話 （089）948-6968

愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前9時00分～午後0時00分

午後1時00分～午後4時30分

電話 （089）998-3477

9. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護支援専門員に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

<損害賠償について>

事業所は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

10. 虐待について

虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じています。

（一）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものも含む。）

を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。

（二）従業者は虐待の防止のための指針を遵守します。

（三）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

（四）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

当事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. その他

<医療との連携について>

利用者の身体状況の変化には特に注意を払い、必要に応じた医療との連携を密に取る等、利用者や利用者の家族等の安心が得られるよう配慮致します。

<緊急時の対応>

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。